

2021年4月28日

荷主各位

マースク AS  
プロダクトマネジメント部

## 輸入リーファーコンテナに関する新規チャージのご案内 (2)

拝啓、貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、弊社リーファーコンテナサービスをご利用いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、4月15日積地出港本船の運賃計算日を基準として、[新規チャージ MHI 導入のご案内](#)をさせていただきました所、当該新規チャージが税関申告の際に加算対象項目か否かの御質問を頂戴致しました。当該評価加算にかかる確認に関して、税関に対してご相談いただく際に下記内容をあわせてご連絡いただき、税関の見解をご確認いただけますと幸甚です。

当該新規サーチャージはコンテナが本邦に到着した後に発生する費用となります。

本船到着後のコンテナの効率的な運用並びに機器保全の為である事、それらの運用に伴い、顧客に対して当該運用並びに機器保全にかかる費用のご負担を依頼している事から、輸入時時に Ocean Freight 並びに THC 同様、当該新規サーチャージをご負担いただく形となります。

弊社トラックサービス起用の場合、当該新規サーチャージは免除となります。弊社がトラックサービス部分を行うことにより、自社にてコンテナの効率的な運用並びに機器のコンディション把握、対応が可能であることが理由となります。

当該費用に関しては、輸入者様に対してご負担いただくチャージとなります。

上記内容をご確認の上、何卒ご理解並びにご了承賜ります様、お願い申し上げます。

本件に関してご不明な点等につきましては、弊社営業部・カスタマーサービス部までお問合せください。

敬具